

(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(仮称)一宮市自治基本条例素案検討委員会(以下「検討委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場に制約がある場合は、会場の許容量に応じ傍聴可能な人数とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴受付簿(別記様式)に自署しなければならない。

2 傍聴は、先着順に受け付ける。

(報道関係者の傍聴)

第4条 報道関係者で委員長が適当であると認めたものは、前2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりその他氣勢を示すおそれのある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者(委員長の許可を受けた者を除く。)
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、無線機、その他これらに類するものを使用しないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第 8 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 9 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、直ちに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 10 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。